

「経済の好循環実現に向けた政労使の取組について」 に係る政府の取組状況

平成26年10月22日

内閣府

1. 賃金上昇に向けた取組

取りまとめ文書における記載

- 政府は、引き続き「三本の矢」を一体として推進するとともに、企業による賃金引上げの取組を促進するため、所得拡大促進税制を拡充するとともに、足元の企業収益を確実に賃金上昇につなげるため、「集中復興期間」における25兆円程度の復興財源を確保した上で復興特別法人税を1年前倒しで廃止する。あわせて、賃金上昇等について経済界への要請等の取組を行うとともに、地方の中小企業・小規模事業者への効果を含め、賃上げの状況についてフォローアップを行い、公表する。

取組状況・成果

<厚生労働省>

- 資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業を、月例賃金は314社、夏季一時金は374社について集計し、公表。
(月例賃金について)
平均妥結額は6,711円で、前年(5,478円)に比べ1,233円の増。賃上げ率は2.19%で、前年(1.80%)に比べ0.39ポイントの増。賃上げ率が2%を超えるのは平成13年以来。(平成26年の連合集計結果(2.07%)及び経団連集計結果(2.28%)は、いずれも過去15年で最高。)
(夏季一時金について)
平均妥結額は800,653円で、前年に比べ54,319円(7.28%)の増。対前年比は平成2年以来の高い伸び率。

<経済産業省>

- 政府を挙げて、主要経済団体、所管業界団体、主要企業等に対し賃金の引上げや、関連中小企業・小規模事業者との取引条件の改善などを要請。
- その結果についてフォローアップ調査を実施し、大手企業(東証一部上場企業)対象の調査では93%が賃上げを実施し、うち46%がベースアップを実施したと回答。また、中小企業3万社を対象とした調査(約1万社から回答)では、65%が賃上げを実施し、うち36%がベースアップを実施したと回答。前年度と比べて賃上げの取り組みが地方へ波及してきていることも確認された。
- 民間投資活性化等のための税制改正大綱(25年10月公表)に基づいて、租税特別措置法が改正され、26年4月より所得拡大促進税制の給与等支給額の総額の増加要件等が緩和され、適用期間が2年間延長。
- また、26年度税制改正において、復興特別法人税が1年前倒して廃止が決定され、26年4月より、法人実効税率を約2.4%引下げ。

2. 中小企業・小規模事業者に関する取組

取りまとめ文書における記載

- 政府は、中小企業・小規模事業者の事業革新や新陳代謝に必要な設備投資支援にあたり、賃上げを実施する事業者を優先的に採択するなど賃金上昇を促す。
- さらに、中小企業投資促進税制の拡充等により、生産性向上を実現するための環境整備を図る。
- また、「消費税転嫁対策特別措置法」に基づき、消費税の転嫁を阻害する行為の是正措置等を着実に実施する。

取組状況・成果

<経済産業省>

- 全国14,000件以上を採択した中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業において、賃上げ事業者を優先採択。
- 26年度税制改正において、中小企業投資促進税制を拡充し、生産性の高い設備への投資に対して、即時償却又は、税額控除7%(小規模事業者10%)を適用できることとした。同措置の適用実績のみを集計することはできないが、適用に必要な証明書・確認書の発行実績については、同措置の拡充と共に創設され手続が共通となっている生産性向上設備投資促進税制と合わせ、26年9月末時点で約6万件。
- 消費税の転嫁を阻害する行為に対しては、政府一丸となって指導等を行うなど迅速かつ厳正に対処している。26年9月末までの累計で、違反事業者に対する指導を1,338件(公正取引委員会と中小企業庁との合算)、措置請求を3件(中小企業庁)、勧告・公表を10件(公正取引委員会)実施。

取りまとめ文書における記載(続き)

- 企業は、下請関係を含めた企業間取引において、その製品やサービスの価値を適正に評価し、物価や仕入れ価格の上昇に伴う転嫁についてしっかりと取り組む。

取組状況・成果(続き)

<経済産業省>

- 政府を挙げて、経済界に対し、賃上げとともに、中小企業との取引条件の改善についても要請するとともに、下請代金法上問題となる行為を具体的に解説した業種別の「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の改訂を行い、下請取引適正化の趣旨を徹底してきた。また、下請代金法に違反した行為を行っていると思われる事業者に対しては、厳正な取締りを実施。

3. 非正規雇用労働者のキャリアアップ・処遇改善に向けた取組

取りまとめ文書における記載

- 政府は、キャリアアップ助成金の拡充等を通じて、正規雇用労働者へのステップアップを支援する。
- 政府は、これらの労働者（非正規雇用労働者）に対する職業能力開発施策の充実に努める。

取組状況・成果

<厚生労働省>

(キャリアアップ支援)

- 各種施策を総動員して非正規雇用労働者の正社員化の実現を強力に進める「正社員実現加速プロジェクト」(26年8月策定)を推進。
 - ① 非正規雇用労働者の正規雇用転換、人材育成、処遇改善などに取り組む事業主を支援するため、「キャリアアップ助成金」の活用を促進。キャリアアップ計画認定数は約1.6万件(25年度実績)
 - ② わかものハローワーク等におけるフリーター等に対する『担当者制』による個別支援等を実施し、正規雇用化に向けた支援を実施。わかものハローワーク等における就職者数は約7.4万人(25年度実績)
 - ③ ニート・フリーター等を常用雇用に向けて試行雇用する事業主を支援するため、「トライアル雇用奨励金」の活用を促進。常用雇用移行者数は約2.5万人(25年度実績)
 - ④ 勤務地や職務等を限定した「多様な正社員」の普及・拡大のため、労使等の関係者が参照することができる「雇用管理上の留意事項」や就業規則の規定例をとりまとめ、26年7月に公表。

取組状況・成果(続き)

<厚生労働省>

(職業能力開発)

- 地域レベルのコンソーシアムによる多様な職業訓練の開発・検証事業を平成26年度は10都道府県で実施。
- 非正規雇用労働者が多数就業する対人サービス分野等のうち、まずは4業種(派遣・請負業、流通業、健康産業、学習・教育業)を対象に、実践的な「業界検定」のモデル事例の創出に着手。
- ジョブ・カードを活用した実践的な職業能力の取得などを促進し、安定的な雇用への移行等を促進。ジョブ・カードの新規取得者数は21.7万人(25年度実績)

(その他)

- パートタイム労働法の改正を行うなど、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保、正社員への転換を推進。

4. 生産性の向上と人材の育成に向けた取組

取りまとめ文書における記載

- 政府は、企業におけるイノベーションによる新たな価値の創出を推進するため、設備投資や研究開発の実施を支援するとともに、中長期的なキャリア形成支援やワーク・ライフ・バランス推進のための環境整備を行う。

取組状況・成果

<厚生労働省>

- 中長期的なキャリア形成に資する専門的・実践的な教育訓練として厚生労働大臣に指定された教育訓練(専門実践教育訓練)の創設による教育訓練給付の拡充。(26年10月指定講座数 863講座)
- 「朝型」等の生産性が高く仕事と生活の調和がとれた働き方の普及のため情報収集、良質なテレワークの推進に向けたテレワークモデル実証事業等の実施。

<経済産業省>

- 26年度税制改正において、生産性の高い先端的な設備への投資に対して、即時償却又は、税額控除(5%)ができる制度を創設。また、研究開発税制については増加型(試験研究費の増加額に係る措置)の拡充並びに増加型及び高水準型の適用期限を延長。